

石川県公報

令和4年2月25日

第13485号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		選挙管理委員会	
○保安林の指定施業要件の変更予定	（森林管理課） 1	○政治団体の収支報告書（令和2年分）の要旨の公表	8
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課） 5	○政治団体の届出の公表	10
公 告		○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	10
○入札公告	（少子化対策監室） 6	○政治団体の解散の届出の公表	11
○農用地利用配分計画の認可公告	（農業政策課） 7	○資金管理団体の届出の公表	11
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告		○不在者投票を取り扱うことのできる施設の指定	11
	（建築住宅課） 8		

告 示

石川県告示第61号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和4年2月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
輪島市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
輪島市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

-
- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
輪島市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

-
- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
輪島市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

-
- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
輪島市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
航行の目標の保存

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
輪島市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
輪島市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
輪島市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
輪島市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
輪島市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
輪島市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
輪島市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
輪島市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
風害の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置

いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
輪島市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的
航行の目標の保存

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
輪島市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び輪島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第62号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和4年2月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

珠洲赤神急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次直線で結んだ線並びに標柱11号及び標柱1号を直線で結んだ線により囲まれた区域。

標 柱 の 所 在 地	標柱番号
珠洲市馬縹町六字63番1	1号
〃 〃 へ字9番	2号
〃 〃 〃 16番	3号
〃 〃 〃 17番	4号
〃 〃 〃 1番2	5号
〃 〃 〃 〃	6号

〃 〃 六字10番	7号
〃 〃 〃 19番4	8号
〃 〃 〃 20番2	9号
〃 〃 〃 51番	10号
〃 〃 〃 61番1	11号

(当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課及び石川県奥能登土木総合事務所地域整備課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和4年2月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

石川県立児童生活指導センター給食業務委託

(2) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(3) 履行場所

河北郡内灘町字大根布と543番地 石川県立児童生活指導センター内

(4) 業務内容

石川県立児童生活指導センター給食業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和3年度において競争入札参加資格を有すると認められた者で、次に掲げる条件のすべてに該当するものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 県内に事業所を設置(設置予定を含む。)していること。

(4) 過去5年以内に、国又は地方公共団体における給食業務について実績を有し、確実に業務を遂行できる能力を有していること。

3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類等を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間

令和4年2月25日(金)午前9時から同年3月11日(金)午後5時まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 提出場所

河北郡内灘町字大根布と543番地

石川県立児童生活指導センター

ウ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。)

(2) 入札参加資格確認の結果通知

入札参加資格確認の結果は、令和4年3月18日(金)までに通知する。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問合せ先

〒920-0266 河北郡内灘町字大根布と543番地

石川県立児童生活指導センター

電話番号 076-286-3235 FAX番号 076-286-3432

(2) 交付期間

令和4年2月25日(金)午前9時から同年3月11日(金)午後5時まで(県の休日を除く。)

5 入札の日時及び場所

令和4年3月28日(月)午前11時30分

河北郡内灘町字大根布と543番地 石川県立児童生活指導センター 1階会議室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札に参加する者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札に参加する者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

(4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 その他

詳細は、入札説明書による。

農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和4年2月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人 Noto Ferme	七尾市	七尾市舟尾町東40番1ほか5筆
株式会社 北ファーム	金沢市	金沢市千田町ハ6番1ほか11筆
出戸 一臣	金沢市	金沢市薬師町れ54番1ほか1筆

柏田 一夫	小松市	小松市千代町成25番
有限会社 北本農園	小松市	小松市千代町元8番ほか1筆
北本 伊志	小松市	小松市千代町元132番1ほか1筆
農事組合法人 キタジマ	白山市	白山市米光町1005番ほか9筆

2 認可年月日

令和4年2月25日

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

令和4年2月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
輪島市宅田町71番1、71番3、133番1、150番1、150番2、152番、153番1、154番、163番1、164番1	緑地 輪島市宅田町71番3、150番2	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号第一福岡ビルS館4階 株式会社コスモス薬品

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書(令和2年分)の提出があったので、同法第20条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和4年2月25日

石川県選挙管理委員会

【 その他の政治団体 】

(単 位 円)

No.1 木村伸吾事務所

報告年月日

- 1 収入総額
- 2 支出総額

令和4年1月11日(令和3年12月20日解散)

0
0

石川県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和4年2月25日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部以外のその他の政治団体)
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
山田修路 加賀市後援会	檜山国行	吉田 貴	加賀市上河崎町335	令和4年1月4日
ワンチーム石川	西川進一	荒井真智子	金沢市鞍月5-181 AUBEビル4F	令和4年1月5日
山田しゅうじ金沢市 校下後援会連合会	宮口 優	田中 武	金沢市油車46番地	令和4年1月13日
新時代いしかわの会	西野 茂	奥村 晃	金沢市畝田西1丁目50番地	令和4年1月17日
山田ひろし 石川県後援会	飯利邦洋	高川美和子	金沢市神宮寺3丁目20番5号	令和4年1月26日
金沢の未来を 心でつなく会	坂本泰広	磯貝幸博	金沢市西大桑町1-12	令和4年1月31日

石川県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年2月25日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
日本共産党 加南地区委員会	坂本 浩	主たる事務所 の所在地	小松市白江町口76 -1	小松市上小松町丙 70-1	令和4年1月4日
自由民主党 宝達志水町支部	北 信幸	会計責任者	柴田 捷	土上 猛	令和4年1月24日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
上田雅大後援会	上田雅大	代表者	上田雅大	有澤峯生	令和3年3月22日
山野ゆきよし後援会	山野之義	会計責任者	奥村 晃	宮口 優	令和4年1月6日
中村じゅんこ後援会	川越清一	会計責任者	中村 忍	中村良一	令和4年1月10日
坂口茂後援会	坂口 茂	代表者	坂口 茂	隅 信幸	令和4年1月12日
中川やすひろ後援会	濱田正治	会計責任者	中川康弘	別宗博道	令和4年1月13日
はせ浩連合後援会	小森 貴	代表者	小森 貴	山下哲男	令和4年1月15日
うの修三後援会	朝倉康栄	代表者	朝倉康栄	田村龍司	令和4年1月15日
金沢をよくする会	浮田俊彦	主たる事務所 の所在地	金沢市長坂3丁目 9-25	金沢市田上さくら 1丁目127番地	令和4年1月20日
寺井哲也後援会	舘中良一	会計責任者	寺井 稲美	山出 徹	令和4年1月28日

石川県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年2月25日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党石川県参议院選挙区第一支部	山田修路	令和4年1月15日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
木村伸吾事務所	木村伸吾	令和3年12月20日
かいどう昌信後援会	坂本晃志	令和3年12月31日
竹内孝徳後援会	山本庄一	令和3年12月31日
谷本まさのり小松市後援会	和田慎司	令和3年12月31日
岩村正秀後援会	奥野雄一	令和3年12月31日
市政刷新NEXTの会	高桑邦夫	令和4年1月17日

石川県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和4年2月25日

石川県選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
坂口茂	輪島市長 (候補者等)	坂口茂後援会	輪島市町野町広江3部 9番地1	令和4年1月12日

石川県選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を取り扱うことのできる施設として、次のとおり指定した。

令和4年2月25日

石川県選挙管理委員会

名 称	所 在 地
介護老人保健施設 ピカソ	金沢市田上本町カ45番1

